

○広島大学ネーミングライツ事業規則

(令和2年4月1日規則第60号)

改正 令和2年8月1日規則第197号 令和2年9月30日規則第205号

令和3年4月1日規則第82号 令和4年4月1日規則第125号

広島大学ネーミングライツ事業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 命名権 本学の施設等に事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称(以下「別称等」という。)を設定する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ事業 契約により、本学が命名権を付与した事業者等(以下「命名権者」という。)から得た命名権の対価(以下「命名権料」という。)を活用して本学の教育研究環境の向上を図る事業をいう。
- (3) 施設等 本学が所有する施設、スペースその他の財産をいう。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除く。
- (4) 事業者等 法人、法人以外の団体(以下「法人等」という。)又は法人等により構成された団体をいう。

(事業の基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を及ぼさないよう実施するとともに、ネーミングライツ事業の対象となる施設等(以下「対象施設等」という。)の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、別称等を積極的に使用するものとする。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称については、変更しないものとする。

(命名権の付与期間)

第4条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以下とする。

(選考委員会)

第5条 ネーミングライツ事業に係る審議を行うため、ネーミングライツ選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 対象施設等の選定その他ネーミングライツ事業の実施に必要な事項
 - (2) 命名権者の公募に必要な募集要項の策定に関する事項
 - (3) 命名権者の選考(別称等, 命名権料その他の項目を含む。)に関する事項
- 3 選考委員会は, 次に掲げる委員で組織する。ただし, 前項第2号及び第3号に掲げる事項を審議するときは, 対象施設等の関係部局等の長を委員に加えるものとする。

- (1) 理事(霞地区・教員人事・広報担当)
- (2) 理事(グローバル化担当)
- (3) 理事(財務・総務担当)
- (4) 財務部長
- (5) 施設部長
- (6) 総務・広報部長
- (7) その他学長が必要と認めた者

- 4 前項第7号の委員は, 学長が任命する。
- 5 第3項第7号の委員の任期は, 2年とする。
- 6 第3項第7号の委員の再任は, 妨げない。

第6条 選考委員会に委員長を置き, 前条第3項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は, 選考委員会を主宰する。
- 3 選考委員会は, 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の議事は, 出席者の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 委員長の決するところによる。

(対象施設等)

第7条 対象施設等は, ネーミングライツ事業を実施しようとする施設等の関係部局等の長の申請に基づき, 選考委員会において選定するものとする。この場合において, 部局等の長は, ネーミングライツ事業実施申請書(別記様式第1号)により, 学長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず, 選考委員会は, 自ら対象施設等を選定することができる。

(事業の実施に係る審議・決定)

第8条 学長は, 前条第1項の申請があったときは, 選考委員会にネーミングライツ事業の実施について審議させるものとする。

- 2 選考委員会は, 審議の結果を学長に報告する。
- 3 学長は, 選考委員会の報告を踏まえ, ネーミングライツ事業の実施について決定する。

第9条 選考委員会は, 第7条第2項の規定に基づき対象施設等を選定したときは, 対象施設等及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項について学長に報告するものとする。

2 学長は、選考委員会の報告を踏まえ、ネーミングライツ事業の実施について決定する。

(命名権者の募集方法)

第10条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、命名権者の募集は、原則として公募により行う。

(応募)

第11条 命名権者に応募できる事業者等(事業者等を斡旋できる法人等を含む。)は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

(2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(3) 社会問題を起こしているもの

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

(5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)

(6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの

(7) 政治団体

(8) 宗教団体

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

(10) 国税、地方税等を滞納しているもの

(11) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等(事業者等を斡旋できる法人等を含む。)は、ネーミングライツ事業申込書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(1) 事業者等の概要を記載した書類

(2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類

(3) 法人の登記事項証明書

(4) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書

(5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類

(別称等の条件)

第 12 条 別称等は、当該施設等にふさわしいものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、別称等として設定することはできないものとする。

- (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

(命名権者の選考)

第 13 条 選考委員会は、命名権者の採用候補者を選考し、当該選考の結果を学長に報告する。

- 2 学長は、選考委員会の報告を踏まえ、命名権者に採用する事業者等を決定する。
- 3 学長は、選考の結果を命名権者採用通知書(別記様式第 3 号)又は命名権者不採用通知書(別記様式第 4 号)により申込者に通知しなければならない。

(契約)

第 14 条 本学は、命名権者に採用することを決定した事業者等と、命名権の契約を締結するものとする。

(費用負担)

第 15 条 別称等の表示に必要な費用は、命名権者が負担する。契約期間満了後及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用も同様とする。

(命名権料の納入)

第 16 条 命名権料は、本学が指定する期日までに本学が発行する請求書により年度ごとに一括又は分割して納入するものとする。

- 2 既納の命名権料は、返還しない。

(別称等変更の禁止)

第 17 条 別称等は、契約期間の途中で変更することはできない。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(別称等の普及)

第 18 条 本学は、公式ウェブサイト、広報誌等で幅広く使用するなど別称等の普及に努める。

(命名権者の責務)

第 19 条 命名権者は、別称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から別称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、命名権者の責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の解除)

第 20 条 命名権者は、命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。この場合において、命名権者は、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学と命名権者とが協議の上、決定する。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書(別記様式第 5 号)を学長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第 21 条 学長は、命名権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき。

(2) 第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前条第 2 項の規定により命名権者から契約解除の申し出があったとき。

(4) その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

2 学長は、前項の規定により命名権の付与の取消しを決定したときは、命名権取消通知書(別記様式第 6 号)により命名権者に通知するものとする。

3 第 1 項第 4 号を取消事由とする場合には、命名権料の返還について命名権者と協議するものとする。

(事務)

第 22 条 ネーミングライツ事業に関する事務は、財務・総務室総務・広報部広報グループにおいて処理する。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 8 月 1 日規則第 197 号)

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和2年9月30日規則第205号)
この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第82号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第125号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島大学長 殿

申込者

部局等 _____

部局等の長 _____

ネーミングライツ事業実施申請書

ネーミングライツ事業を実施したいので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

施設等名	
希望する命名権付与期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
希望する命名権料	円 (年額/税別)

(関係書類)

- (1) 施設等の場所を示す書類 (学内地図, 図面等)
- (2) ネーミングライツ事業募集要項素案

広島大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書

広島大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

施設等名		
応募の趣旨		
別称等の案	別称等及びデザイン等は別添資料によります。	
別称等の理由		
命名権の付与を希望する事業者等の称号又は名称（注1）		
希望命名権料	円（年額／税別）	
希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	

(注1)申込者と同一の場合は、記入不要

(関係書類)

- (1) 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款，寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税，地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）

令和 年 月 日

殿

広島大学長

命名権者採用通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、命名権者に採用しますので、以下のとおり通知します。

施設等名	
命名権者に採用する事業者等	
別称等	
命名権付与期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
命名権料	年額 総額 (年間)

令和 年 月 日

殿

広島大学長

命名権者不採用通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、不採用となりましたので、以下のとおり通知します。

施設等名	
不採用理由	

広島大学長 殿

申出者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業契約解除申出書

広島大学ネーミングライツ事業契約について、以下のとおり契約解除を申し出ます。なお、契約解除に伴う命名権料の返還は求めません。

施設等名	
別称等	
命名権付与期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
希望する契約解除日	
契約解除の理由	

令和 年 月 日

殿

広島大学長

命名権取消通知書

(対象施設名等) の別称等を決定する命名権の付与について、以下の理由により取消しますので通知します。

なお、広島大学ネーミングライツ事業規則第 16 条第 2 項の規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

取 消 年 月 日	令和 年 月 日
取 消 理 由	